

西条市農業委員会 令和5年度 第3回総会 議事録

1. 日 時 令和5年6月5日(月) 午後2時00分から午後2時56分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 27名 欠席者 3名 出席率 90.0%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂
会長代理 12番 渡邊 敏昭
委 員 2番 明比 典正 11番 栗田 房信 21番 越智 信仁
3番 徳増 靖記 13番 川上 義則 22番 戸田 博明
4番 一色 達夫 14番 山田 好一 23番 真鍋 美鈴
5番 高橋 豊重 15番 村上 繁敏 24番 高橋 忠親
6番 西原 昇 16番 武田 喜義
7番 高木キクミ 17番 伊藤 健一
9番 井上 雅貴 18番 青野 武
10番 長谷川孝師 20番 越智 栄二

○欠席者氏名

1番 越智 一志 19番 曾我 照一

○推進委員出席者氏名

委 員 1番 寺田 昌直 12番 森田 忠茂 22番 永井 和俊
2番 一色 信之 13番 一色 和成 23番 山内 信政
3番 石川 孝幸 14番 武方 謙一 24番 大西 宗次郎
4番 加藤 武司 15番 武田 義臣 25番 佐々木 則幸
5番 伊藤 正夫 16番 鈴木 伸二 27番 玉井 隆志
6番 伊藤 龍二 17番 垂水 久明 28番 桑原 俊樹
7番 日野 哲也 18番 山内 強 29番 曾我 敏数
9番 岡本 省三 19番 黒川 俊彰
10番 安藤 英利 20番 高橋 正
11番 篠森 均 21番 高橋 寿夫

○欠席者氏名

8番 宮武 恭宏 26番 越智 勝邦 30番 今井 文雄

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第5号 令和4年度西条市農業委員会事業報告について
議案第6号 令和5年度西条市農業委員会事業計画（案）について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹
事務局次長 高橋徹也
事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、令和5年度 第3回西条市農業委員会 総会を開催いたします。

皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それでは、議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 それでは、本日の総会の議長を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今より、令和5年度 第3回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、慣例でございますが、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。

高木キクミ委員、井上雅貴委員の両委員にお願いをいたします。

なお、本日、欠席届が出ておりますのでご報告いたします。農業委員からは、1番 越智一志委員、19番 曾我照一委員、農地利用最適化推進委員からは、8番 宮武恭宏委員、26番 越智勝邦委員、30番 今井文雄委員から欠席届が出ております。

ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたしておきます。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いをいたします。

それでは、ただ今より議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしく申し上げます。

本日は、風邪をひいてしまいお聞き苦しい声で申し訳ありませんが、ご容赦願います。

それでは、失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧下さい。

30号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

31号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

32号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

33号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

34号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

35号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から、贈与を受けようとする申請であります。

36号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

議案書5ページをご覧ください。

37号は、〇〇の 〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から、所有者の移転を受けようとする申請であります。

38号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

39号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

40号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上11件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局の説明の中で31号及び37号につきましては、新規就農者であり、面接を行っておりますので、地区委員から報告をお願いしたいと思います。

まず、31号について、長谷川孝師委員さんよろしくお願いたします。

長谷川孝師委員 今回の新規就農希望者につきまして、5月8日に西条市役所において面接を行いました。面接は、事務局の渡邊さん、推進委員の岡本、安藤両委員、私、長谷川です。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇氏、〇歳です。〇〇氏は大工の棟梁でございます。

(〇〇氏の)家の前の道を挟んだ向かい側にある農地を買い受け、就農しようとするものです。予定している作物は、さつまいもで、今のところ出荷の意思はないようです。また、今後は規模を拡大する予定はないそうです。

その他、西条市での営農等について指導し、面接を終了しました。〇〇氏の就農については農業経験が未熟なため、農業委員及び推進委員から指導を受けるとともに、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 長谷川さんにつきましては、大変お忙しいところ、お世話になりました。ご苦労様でした。

つづきまして、37号につきまして、村上繁敏委員さんに面接をしてもらっておりますので、ご報告をお願いしたいと思います。

村上繁敏委員 今回の新規就農希望者につきまして、5月8日に西条市役所において面接を行いました。面接を行ったのは、垂水委員及び私、村上です。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇歳であります。〇〇氏は40年程度の農業経験があります。

〇〇の農地、〇㎡を買い受け、就農しようとするものです。買い受けする農地は半年前から家庭菜園をしております。今後、規模拡大する予定はないそうです。

その他、西条市での営農等について指導し面接を終了しました。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 村上委員さんにつきましても、大変お忙しいところ、ご苦労様でした。お世話になりました。

以上を含めて11件、申請がございましたので、30号より地元委員さんのご意見を伺いたと思います。

よろしく申し上げます。

地区委員 30号 問題ありません。
31号 問題ありません。
32、33、34、35号 問題ありません。
36号、37号 問題ありません。
38号 問題ありません。
39号 問題ありません。
40号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題ないということでございますが、他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでございますので、以上11件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

議 長 つづきまして、農地法第4条関係、議案書6ページになります。
議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書7ページをご覧ください。
5号は、〇〇の 〇〇氏が、違反転用を是正する申請であり、宅地の拡張をしようとするものでございます。
本件は、隣接地に賃貸共同住宅を建築するため転用した際に、誤って申請地も造成し、本件一体利用地である住宅敷地の一部として使用しておりました。今回、申請地を調査したところ、当該土地が違反転用であることが発覚しました。申請人は深く反省し、「以後、このような違法行為がないよう、農地法を遵守します。」との始末書が提出されております。
6号は、〇〇の 〇〇氏が、宅地への侵入路として敷地を拡張しようとする申請でございます。
7号は、〇〇の 〇〇氏が、農家住宅敷地を拡張し、農業用倉庫2棟を建築しようとする申請でございます。
本件は、是正案件であり、申請人の父親が平成10年頃に転用許可を受けずに本件申請地に農業用倉庫2棟を建築していたもので、今回、住宅等を売却するにあたり、敷地の調査を行ったところ、農地法違反であることが判明いたしました。
申請人からは、「農地法の知識が不足していたために大変申し訳なく思い、深く反省しております。以後このような違法行為のないよう農地法を遵守します。」との始末書が提出されております。
以上3件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局より説明がありました3件であります。そのうち2件は是正案件になります。これらについて、5号より地元の委員さんのご意見をいただきたいと思っております。
よろしくお願をいたします。

地区委員 5号 問題ありません。
6号 問題ありません。
7号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんの方からも問題がないということでございます

が、他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議 長 次に、農地法5条関係、議案書は8ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

32号は、〇〇の社会福祉法人 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から賃借権設定を受け、露天資材置場及び露天駐車場に一時転用しようとする申請でございます。

33号は、〇〇の社会福祉法人 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名及び〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、園庭を整備しようとする申請でございます。

34号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

35号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

36号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

37号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上、6件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明がありました6件であります。まず、32号より地元の委員さんの意見を伺いたしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 32号 問題ありません。

33号 問題ありません。
34号 問題ありません。
35号 問題ありません。
36号 問題ありません。
37号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題なしということでございますが、他に
ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでございますので、以上6件を原案どお
り承認することとし、知事に進達をいたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、議案書
10ページでございます。議案第4号、農用地利用集積計画に対す
る意見の決定について、西条市長より意見照会がありましたので、
議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書12ページをご覧ください。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、い
ずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正
する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化
促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告
いたします。

詳細につきましては、議案書13ページから74ページとなっ
ております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、335件、
面積は、100万1,287.59㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、10件、面積は、2万9,897.00
㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明がありました内容でございますが、この中の13ページの申請番号4048号から17ページの申請番号4095号までの借受人についてでございますが、同借受人は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員からご報告をお願いしたいと思います。

青野武委員、よろしくお願いいたします。

青野武委員 今回の新規就農希望者につきまして、5月31日に西部支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理者、曾我照一委員及び私、青野です。

当案件の申請人は〇〇の 〇〇 氏、〇才であります。〇〇氏は令和3年6月から令和5年5月までJA周桑で研修を受けております。研修が終了したので、今回、〇〇と〇〇の農地、〇〇㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、主に米と麦で、きゅうりや果樹も予定しているそうです。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し、面接を終了しました。〇〇氏の就農については、特に問題ないと判断します。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

青野武委員さんほか、参加された委員さんには大変お忙しい中、お世話になりました。

ただ今、青野武委員さん、事務局より説明がありました内容でございますが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

この内容につきまして委員の皆さんの方からご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

徳増靖記委員 73ページの10号の株式会社 〇〇の売買ですけれども、対価が全部で〇円とあるんですけれども、ご存じであればどういふことで〇円なのか、お教えいただけないでしょうか。

事務局 誠に申し訳ありませんが、詳細については存じ上げてないんですが、あくまでも〇〇さんと〇〇さんとの話にはなってきます。以前にも〇円というのはあったんですが、例えば、事例を申し上げますと、耕作放棄地を借受して解消したと、実際はお金が非常にかかっていると、売買にあたっては〇円でしたというような、そういったケースではないかというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

徳増靖記委員 じゃあ、知らないということですね。

事務局 詳細については、存じ上げておりません。

徳増靖記委員 事例はありましたよということで、これはわかりませんということですね。

事務局 はい。誠に申し訳ございません。必要であれば、後日確認してご連絡させていただきます。

徳増靖記委員 ちょっとわからなかったもので、質問しただけなので（回答は）いいですよ。

議 長 今までで、こういった事例を事務局で把握していない（のか）。

事務局 ○○との関係で、私が知っている限りではこれが初めてでございます。
別の地区で耕作放棄地の解消だとかの関係で、売買金額以上に経費がかかっているような場合に、○円といった事例が非常に多くございます。

議 長 わかりました。後日、詳細についてわかったら（徳増）委員さんの方に連絡いただけたらと思います。
徳増さん、かまいませんか。

徳増靖記委員 はい。

議 長 他にご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

令和4年度西条市農業委員会事業報告

議 長	次に、事業報告関係になりますが、別冊の議案書その2、2ページ、議案第5号、令和4年度西条市農業委員会事業報告について、内容を事務局から説明いたします。
事務局	<p>それでは、別冊で配布しております、議案書その2をお手元にご用意ください。</p> <p>「令和4年度西条市農業委員会事業報告について」ご説明させていただきます。総会議案書その2、3ページをご覧ください。</p> <p>令和4年度は、組織活動体制の整備を進めるとともに、総会を始めとする、各種会議を開催し、議案の審議はもとより、諸問題への迅速な協議・対応を行うなど、農業委員会の円滑な運営に努めました。一方で、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、視察、研修等の一部事業を中止しました。</p> <p>第2 会議に関する事項につきましては、3ページから5ページにかけて、昨年度開催した、総会、幹事会の内容をまとめたものを記しております。</p> <p>次に、5ページの第3 遊休農地対策ですが、特に周辺への影響が懸念される農地1,997筆、182ヘクタールを中心に、すべての農地を対象にパトロールを実施し、遊休農地面積、約17.3ヘクタールの改善が見られました。</p> <p>第4 新規就農者に関する事項についてですが、農地法等の申請による新規就農の面接を5件実施いたしました。許可及び設定面積は、28,707㎡となっております。委員の皆様におかれましては、新規就農者への、農業指導、育成等、今後ともよろしく願いたします。</p> <p>第5 和解の仲介は、ございませんでした。</p> <p>6ページに第6 農業委員の組織体制、第7 事務局の組織体制を記しております。</p> <p>7ページをご覧ください。農地法第3条の権利の移転関係からでございますが、</p> <p>(1) 権利区分別状況、合計132件、約31ヘクタールの権利移動が行われました。</p> <p>(2) は、農地別移動状況で、移動筆数276筆となっております。</p> <p>(3) は、3条申請取消、2件、4,045㎡、</p> <p>(4) は、相続届出件数、92件、約48ヘクタール、</p> <p>(5) は、農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知件数、495件、約150ヘクタール、</p> <p>8ページ、(6) は、買受適格証明件数、0件となっております。</p> <p>農地法第4条、5条の転用の関係でございます。</p>

4条が、31件、約1ヘクタール、5条が、183件、約18ヘクタールとなっております。目的別の転用状況は、4の表のとおりとなっております、4条、5条合わせまして、214件、約19ヘクタールの転用がなされております。

次に、9ページでございます。

第2 利用権設定等の状況ですが、新規契約と更新された件数、面積それぞれ合わせまして、1,864件、約567ヘクタールとなっております。

次に、第3 認定農業者に関する事項ですが、個人511名、共同体19団体、法人70法人、計600経営体が認定農業者となっております。

続きまして、第4の農業者年金に関する事項でございますが、受給者数が350名、待機者数が42名となっております。

10ページは、農業委員会関連の1年間の会議等の状況等を記載しておりますのでお目通しいただけたらと思います。

続きまして、11ページから15ページまでの「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」についてご説明いたします。

こちらにつきましては、昨年度から最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況について点検・評価して、その結果を公表することが定められたことを受け、新たな様式となっております。

11ページは、令和4年4月1日現在の農業員会の体制、農家、農地等の概要を記しております。

12ページ、最適化活動の実施状況についてでございます。

(1) 農地の集積につきましては、現状の集積面積2,987ヘクタール、集積率53.3パーセントであり、令和4年度の目標面積3,007ヘクタール、集積率54パーセントに対しまして、実績面積は3,045ヘクタール、集積率54.8パーセントと、目標に対する達成状況は101.4パーセントとなっております。

次に、(2) 遊休農地の発生防止・解消についてでございます。

令和3年度利用状況調査における遊休農地の現状は、1号遊休農地面積118ヘクタールのうち、緑区分の遊休農地面積が73ヘクタール、黄色区分の遊休農地面積が46ヘクタールで、既存の緑区分の遊休農地解消に向けた目標面積を15ヘクタール、また、前年度に新規に発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を10ヘクタールと設定しております。これに対しまして、既存の緑区分の遊休農地解消実績面積が11.1ヘクタール、率にしまして74パーセント、前年度に新規に発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積が

2.3ヘクタールとなっております。

続きまして、13ページ、(3)新規参入の促進についてでございます。

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標64.4ヘクタールに対しまして、14ページにあります実績面積が16.2ヘクタール、達成状況は25.2パーセントとなっております。

また、参考といたしまして、令和4年度中の新規参入は7経営体で、これらの経営体が取得した農地面積は3.5ヘクタールとなっております。

続きまして、2 最適化活動の活動目標についてでございます。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、昨年度に設定した目標を記したもので、1人当たりの活動日数は、全国農業会議から10日を目標に示されておりますので、月10日を目標としたものでございます。

次に、(2) 活動強化月間の設定についてですが、強化月間に取り組むこととして目標に掲げておりました農地パトロールに対する実績を記しております。

次に、15ページ(3) 新規参入相談会への参加についてですが、目標として、西条地区営農相談会及び周桑地区営農相談会への参加を掲げておりましたが、コロナの影響もあり、農業委員会からは1度も参加することができませんでした。

続きまして、推進委員等の点検・評価結果についてでございます。

委員の皆様より毎月提出していただいております農業委員会活動記録簿等を基に、国が定める基準に従い評価した結果、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」4名、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」50名といった結果になりました。

また、農業委員会に対する評価として、委員個々の評点を集計し、得た結果から「目標の達成状況の評語」にあります「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となっております。

なお、11ページから15ページまでの「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」につきましては、公表が義務付けられておりますので、本会でご承認いただけましたら、市ホームページにて、公表させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、令和4年度西条市農業委員会事業報告についての説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より令和4年度西条市農業委員会事業報告について、説明がありました。この報告に関しましてご審議をお願いしたいと思いますが、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ありませんか。

(意見なし)

議長 それでは、ないようですので「異議なし」ということで原案どおり承認することとしてかまいませんか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。

それでは、以上1件について原案どおり承認することといたします。

令和5年度西条市農業委員会事業計画

議長 次に事業計画関係、議案書その2、17ページ、議案第6号、令和5年度西条市農業委員会事業計画(案)について、内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

18ページをご覧ください。令和5年度事業計画案でございます。重点事項等、要点を抜粋してご説明させていただきます。

1の基本方針ですが、本文、3行目から記載しておりますが、今年度も、3つの柱をもとに取り組んでまいります。

一つ目は、担い手への農地の集積、集約化、二つ目は、遊休農地の発生防止、三つ目は、新規就農者の育成確保となっております。

2の重点課題ですが、主なものとして、

(1)「農地最適化活動の目標の設定等の事務の実施」を踏まえた、農業委員会組織体制の整備・強化に、取り組んでまいりたいと考えております。

(3)の、農地の集積と担い手確保・育成の推進、

(4) の農地利用の最適化に向けた取組みの指導につきましては、農業委員、関係各所との連携を一層密にし、取り組んでまいりたいと考えております。

(6) の遊休農地の解消対策ですが、そのひとつの方策として非農地判断に向けた取組みも推進したいと考えております。

3の農業委員会の活動方針及び事業内容は、昨年と同様ですので、後ほどお目通しいただけたらと思います。

続きまして、20ページ、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。

20ページ、Iの1は、令和5年4月1日現在の農業委員会の現状となっております。

農家数及び農業者数は、2020年農林業センサスの最新の公表値を使用しております。後ほどご確認いただけたらと思います。

続きまして、21ページをご覧ください。

II 最適化活動の目標の(1) 農地の集積に係る目標についてでございます。本市の農業経営基盤強化促進に関する基本構想で、集積率の目標を令和13年度時点で60パーセントとすることが定められておりますので、令和4年度と同様に、それを農業委員会の目標設定としております。

(2) 遊休農地の解消に係る目標についてでございます。

令和4年度の利用状況調査により、緑区分の遊休農地面積が69ヘクタール、黄区分の遊休農地面積が50ヘクタールで合計119ヘクタールが1号遊休農地面積となっております。

目標の考え方についてです。

令和3年度の利用状況調査で判明した緑区分の遊休農地を令和4年度から8年度までの5年間をかけて解消することが目標設定することとなり、73haを解消するためには、毎年度約15ヘクタールの解消が必要となりますので、緑区分の遊休農地の解消目標面積15ヘクタールとなっております。

黄区分の遊休農地の解消目標について、令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地は、46ヘクタールで、遊休農地解消のための工程表を作成することが目標となります。

イの新規発生遊休農地の解消は、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地が解消目標面積となり、12ヘクタールとなります。

22ページ、(3) 新規参入の促進についてでございます。

②目標の考え方ですが、新規参入者への貸付等について同意を得た農地を公表することになりますが、その目標の面積については過去3年分の各年度の権利設定等の面積の平均の1割以上となるように設定することとなっております、61.2haが目標面積となります。

2 最適化活動の活動目標について、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、全国農業会議から10日を目標に示されておりますので、月10日を目標としております。

(2) 活動強化月間の設定目標は、8月～10月を取組時期とした「農地パトロールによる遊休農地の状況確認」としております。

(3) 新規参入相談会への参加目標としては、農協及び行政等が行っております農業に関する相談会を対象とし、新規就農者の相談に対応する相談への参加として、周桑及び西条地区で、それぞれ年間3回とし、農業委員会から1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とし、計6回としております。

本案「最適化活動の目標の設定等」につきましては、国により、4月末までに公表することが定められておりますことから、既に令和5年度分を市ホームページで公表しております。来年度からは、本議題である西条市農業委員会事業計画(案)のうち「最適化活動の目標設定等」につきましては、4月の総会でお諮りしたうえで4月末までに公表することとしたいと考えております。

なお、「西条市農業委員会事業報告」及び「西条市農業委員会事業計画(案)」につきましては、来年度以降も6月総会でお諮りすることといたします。

以上、簡単ではございますが、令和5年度西条市農業委員会事業計画(案)についての説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事業計画案について、事務局より説明がございましたが、国の方につきましては、農業委員会の「見える化」ということで、5年前から言われてきている内容でございまして、その中で数値を出して、それを目標にしていくということ、数値目標を立てるといのはなかなか難しいことではございますが、国の方がそういった流れできておりますことから、地方についてもそれに準ずるということ、愛媛県としても問題としてかなり指摘はしているんですけども、国の指導ということでこれもやむを得ないことと考えております。そういった中で事務局より説明があった内容でございまして、よろしくご審議をお願いいたします。

委員の皆さんの方から事業計画案について、何かご意見・ご異議等はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ございませんか。

(意見なし)

議長 ないようでございますので、事務協が説明いたしました内容で承認することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

議長 ありがとうございます。
それでは「異議なし」ということですので、以上1件、原案どおり承認することといたします。

報告承認案件

議長 次に、最後になりますが報告承認案件について、事務局より報告をお願いします。

事務局 今回の報告案件であります「農地法第5条第1項第5号届出」につきまして、議案書は84ページですが、標題が「農地法第5条第1項第6号」となっておりますので「第6号」を「第5号」に訂正をお願いいたします。

本来であれば差替え対応とさせていただくところですが、誤りに気付いたのが開会直前でありましたので、このようなこととなり申し訳ございません。以後、このようなことが無いように慎重に進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、ご報告させていただきます。

令和5年4月17日から、令和5年5月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項 解約通知33件、非農地証明2件、農地法第5条第1項第5号 届出1件、農地法第5条 取消願1件、農地バンク農地登録1件、農地バンク利用登録1件を受理いたしました。

報告承認案件の取消願1件について、詳細説明いたします。議案書は85ページです。

本件は、自己住宅の建築を目的として、令和4年5月11日付けで5条転用許可を受けましたが、譲受人である〇〇氏が許可後に申請地の詳細調査を行ったところ、隣地との境界に問題があることが発覚したため、住宅の建築を中止することとなり、今後、当該土地を宅地に転用する予定がないことから、取消願いを提出するに至ったものであります。

以上、報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

ただ今、事務局より報告承認案件について説明がございましたが、この案件につきまして、皆さんの方から、ご意見、ご異議等がございませんか。

徳増靖記委員

83ページの非農地証明願についての2号ですが、利用状況が宅地ということで非農地証明を出しているんですけど、宅地で非農地証明をするということはどういうことなんでしょうか。教えていただきたい。

議 長

内容について、事務局、補足願います。

事務局

ご説明させていただきます。

この土地につきましては、元々、倉庫が20年以上前から建っていたようです。申請人は、〇〇さんとなっておりますが、ここは〇〇さんの倉庫が建っておったところでして、今年に火事があったといったことが新聞等で報道されていたと思うんですけども、その倉庫が建っていたところになります。ここへ今度倉庫を建て替えるにあたって転用等を考えたときに、こちらに実際20年以上前から倉庫があったということで、まず非農地証明の申請ができました。県が定めております非農地証明の取扱要領の中に、昭和27年10月21日以降、農地であった土地のうち、人為的な転用の事実行為が行われてから20年以上経過した土地で農地への復旧が著しく困難なであり、かつ、農地行政上特に支障がないと認められるものについては非農地証明が出せるということになっておりますので、こちらの方を適用いたしまして、従前が宅地として使われておったと、20年以上前から宅地の状態であったということから、先ほど申しましたこれを適用いたしまして非農地である証明を出したところでございます。

以上です。

議 長

徳増さん、今の説明でご理解いただけましたか。

徳増靖記委員

ということは、20年以上前からというのは、どうやって確認したんですか。

事務局

こちらにつきましては、国土地理院の航空写真、こちらの方でい

つ撮影したかという表記があるものを業者の方に入手していただきまして、その写真によりまして、20年以上前にその倉庫が建っていることを確認しております。

議 長 (徳増委員さん) かまいませんか。

徳増靖記委員 はい。

議 長 他に何かご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 ありません。

議 長 ありがとうございます。
異議なしということでございますので、報告承認案件につきましては以上で終了させていただきます。

議 長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、これをもって総会を閉じたいと思います。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	令和4年度西条市農業委員会事業報告について	原案承認
議案第6号	令和5年度西条市農業委員会事業計画（案）について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和5年6月5日 午後2時56分